

論点（案）に対するコメント

曾我部真裕

○ 論点 1 ないし 3 について

放送制度は、2010 年放送法改正以前の定義（以下、「伝統的定義」という。）における放送の技術的な特性を基礎に形成されてきたといえる。その主なものは、①同報性、②輻輳のないこと、③低コストと広範囲に到達すること、であろう。

放送は、これらの特性を利用して、広く市民が共有すべきいわゆる基本的情報（災害やパンデミックなど生命身体の安全に関わる情報、報道など民主主義の維持に関わる情報、ドキュメンタリーやある種のドラマなど人々が自律的に人生を送るために必要な情報など。視聴率の高いものも低いもの（不採算なもの）も含む。）の伝達する役割をゆだねられてきた。

こうした役割を最大限に発揮させるために、一方では番組準則をはじめとする規律が課され、他方では、あまねく放送する義務ないし努力義務が課されてきた。

あまねく放送する義務・努力義務は、引き続き維持されるべきであるが、技術的選択肢が増えてきたこんにち、伝統的定義における放送によってすべてをカバーする必要はなく、経営上の選択によって他の技術的手段を利用することも排除されるべきではない。もっとも、その際には、伝統的定義における放送の特性②は、大災害、大事件の際に情報が得られないことのないよう、同等性が確保されなければならない。①に関しても同様であるが、通信技術を利用することによる数秒の遅延を問題とする必要はないように思われる。

こうした観点からは、IP ユニキャストによる代替に特に厳格な条件を付すことなく、基本的には放送事業者の経営判断に委ねることも考えられる。しかし、IP ユニキャストは、録画やデータ放送などの点で伝統的定義における放送と比較して視聴者の利便性を損なう面があり、こうした観点からすれば、ミニサテ局による中継がコスト面で著しく不合理であり、ほかに適切な代替方法がない場合など、限定的に認めることが妥当だと思われる（論点 2、3）。また、番組準則をはじめとする規律が正当化されるのは伝統的定義における放送であるがゆえであることを踏まえれば、放送対象地域の大部分（所定の数値を法令等で定めることを想定）は伝統的定義における放送によってカバーされていることが必要ではないか（論点 1 「基幹放送を電波により受信できるようにする現行の枠組み」とも関連）。

NHK の地上基幹放送を IP ユニキャストでの代替については、基本的には慎重に考えるべきであろうが、民放が代替をし NHK がしないという場合の視聴者の利便性なども考慮する必要があるのではないか。

○ 論点 6 について

前述のとおり、これまでの放送制度は、伝統的定義における放送の技術的特性を基点として、それに一定の役割を付与することで形成されてきたが、将来的にはそれが逆転して、役

割論主体になる。

役割論としては、引き続き基本的情報の供給ということになるが、ネット時代となり、これらの情報は個別には多く供給されているので、放送制度に期待されるもの（放送の価値）は、それらを選別しまとめて提供する「参照点」としての役割となる。最近言われるアテンションエコノミーの影響回避といった点も、そこに含まれる。

伝統的定義における放送、特に基幹放送なかでも地上波放送においては、法令等に基づいて作出された寡占性を背景とした独占のレントによって経営基盤が保証され、不採算番組も一定程度放送することを求めることが経営基盤的に正当化され、他方、そのための内容規制が、電波を利用することから理論的にも正当化されるという構造であった。

現在の制度の延長線上で考えるならば、まずはこうした構造を前提とする必要がある。そこで考えられるのが、すでに指摘されているように、放送事業者に対して、OTT 上でのプロモーションや、著作権処理での優遇、NHK からの協力など、ネット上の業務での優遇付与である。放送事業者は、伝統的定義における放送を継続しつつ、ネット上では伝統的定義における放送に準じる水準のコンテンツを配信し、それに対して優遇を受ける形である。この際、ネット配信の部分を放送概念に包摂するか否かは、本来は、本質的な問題ではないように思われる（著作権処理での優遇のために放送概念を拡大するのか、それ以外の法技術で優遇を可能とするのかといった議論は技術的なことではないか。放送概念に伴うメリットと負担とを一括して与えたいのであれば放送概念の拡大という方法をとることになる。）。

他方、将来、放送制度自体が地盤沈下し（伝統的定義における放送がいよいよ見られなくなり）、多くの放送事業者にとっても免許維持の負担に耐えられなくなった段階では、より抜本的な改革が必要となる。伝統的定義における放送を継続するかどうかは別として、いずれにしても伝送路としては通信が中心あるいは全ととなる。一案として、PSM（パブリック・サービス・メディア）の提案があり、個々のメディアの判断によって PSM の認定を受けると、プロモーション等のほか、受信料財源からの補助などが得られる代わりに、基本的情報の供給について一定の規律を受けるといった制度が考えられる。そこでは、手上げ方式で PSM 認定を受けた主体を基準とする規律となり、放送概念は不要となる。